

泉佐野市行政評価外部評価委員会設置要綱

（目的）

第 1 条 市が実施する行政評価において、市民等の外部の視点を導入することにより、評価の客観性及び信頼性の確保並びに、効率的で質の高い行政を推進することを目的として、泉佐野市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 市が実施した行政評価について、外部の視点からの評価に関すること。
- （2） 行政評価制度の改善について市長に意見を述べること。
- （3） その他行政評価について、市長が必要と認める事項に関すること。

（構成等）

第 3 条 委員会は、委員 6 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者等
- （2） 公募による市民
- （3） その他市長が認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度末までとする。ただし、再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者または関係職員の出席を求めることができる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会は、原則として公開する。ただし、公開が適当でないと認める場合は、この限りでない。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、市長公室政策推進課が行う。

（補足）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

付則

この要綱は、平成 22 年 5 月 7 日から施行する。